

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第1号

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員の定数) 第4条 <省略> <u>(秘密保持)</u>	(委員の定数) 第4条 <省略>
第5条 <u>附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u>	
<u>(瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の委員の秘密保持に係る罰則)</u>	
第6条 <u>瀬戸市行政不服審査会及び瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の委員で前条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u>	
(委任) 第7条 <省略>	(委任) 第5条 <省略>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。